

---

## 第4章 人権とは何か —「人権の尊重」って何だろう

### 4-1 人権を守るのは政府？

#### 資 1 人権擁護法案の問題点

見出し「**人権擁護法国案（仮称）の素案判明**」の上の行の「**ポイント**」を以下の位置（赤字で表記）に移動する

---

#### 資 1 人権擁護法案の問題点

##### 報道に事前規制も 人権擁護法案の素案判明（毎日新聞2001年12月4日）

差別や虐待などの人権侵害から被害者を救済することを目的に新規立法される人権擁護法案（仮称）の素案が3日、明らかになった。焦点となっている報道機関の扱いについて素案は、調停や勧告を行える「特別救済」の対象に含め、報道の事前規制も可能にしている。法務省は来年の通常国会への法案提出に向け、最終調整を続けているが、「報道の自由」をめぐる論議を呼ぶのは必至とみられる（社会面に解説）。

素案は7章100条から構成されている。冒頭、人権啓発や被害救済のために、法務省の外局として新たに人権委員会を設けることを定めている。

悪質な差別や虐待、公的機関職員の暴力、報道機関の人権侵害の一部については被害者からの調停、仲裁の申請を受け付け、人権委内に設ける調停、仲裁の各委員会が対応することとした。

調停委には「調停前の措置」（第58条）として、事前に「実現を不能にする」ための勧告をする権限を与えた。これにより、報道機関に対しては報道の「事前差し止め」の勧告ができる余地が残された。調停委の出頭に応じない場合は過料を科す規定も盛り込んだ。

人権委には 関係者に出頭を求め質問する 文書などの提出を求める 関係先の立ち入り検査ができる など「特別調査」の権限が与えられた。報道機関は特別調査の対象からは外れている。

##### 人権擁護法国案（仮称）の素案判明

人権擁護法案（仮称）の素案は、人権擁護推進審議会が5月に出した答申に基づいたものだ。

しかし、7章100条の条文に整理されたことで、答申が持つ問題がより鮮明になった。とりわけ、報道が「事前の調停」の対象となり、「報道の自由」の制約、報道の委縮が一層懸念される。

調停に関与する人権調整委員は「人格が高潔で人権に関する高い識見ある学識経験者」から選ばれる。人権委の委員長、委員、人権調整委員の中から事件ごとに3人が調停委員会を組織する。

素案にある「委員会は調停前に当事者に対し、調停の内容の実現を不能にする行為の制限などの措置を執ることを（当事者に）勧告できる」との規定は報道機関に大きな影響を与えるものだ。仮に「プライバシーを侵害された」との訴えがあると、それに関する放送や印刷を控えるよう勧告できるからだ。勧告に応じない場合の罰則は規定していないが、勧告が頻繁に行われれば報道側を委縮させかねない。

また、調停の結果、人権侵害行為があったと認めた場合は、被害救済に必要な措置を勧告でき、従わない場合は、その内容を公表できる。公表に際し「公表対象者の意見を聴かなければならない」とあるが、人権委がその意見をどう扱うかについての規定はなく、一方的な公表が行われる恐れもある。

報道機関をはじめ「民」に厳しく、「官」に甘い指摘された答申の構図も引き継がれた。公務員の差別や虐待を具体的に定め、文書提出や立ち入り検査などの「特別調査」の対象としたことは一定の評価はできる。しかし、公権力の人権侵害を差別と虐待の領域に限定している点は、プライバシーも含めた幅広い人権侵害を問われる「民」と比べ不公平感は否めない。

人権委は強力な権限を持つ。それだけに、素案から法案への作業、さらに国会審議を通じ、より広範な意見の集約が求められる。

## ポイント

当記事は、いわゆる「メディア規制3法」の1つである人権擁護法案の素案についての新聞報道であり、同法案の内容の概略を知ることができる。行政機関が国民や報道機関による人権侵害から国民を守る（すなわち、国民や報道機関に人権を守らせる）という同法案の発想は、素人には通じやすく、最近の日本の一部の学説（「国の人権保護義務」論）とも通底する部分があるが、それは、形を変えた、公権力による国民の人権制限の主張（人権を理由にした人権制限）にほかならないことを押さえておく必要がある。法案等の詳細については、下記の法務省ホームページを参照されたい。 [執筆：宮井清暢]

---

## 第9章 学問の自由 —大学が学問の自由を脅かす

### 9-2 学問と大学の独立

#### 学 2 市民的自由説

第2段落中、以下の文章（赤字で表記）を挿入する

---

変則的だが、まず9-2法1のポイントを読んでほしい。要するに、憲法19、21条との関係で、23条の位置づけに争いがあるのだ。文字数の制約がたいへんきつかったので、本文ではもっぱら私の理解にそって記述の筋を通したが、もちろん他の理解（解釈）もありうる（憲法に限らず、どんな実定法解釈もこんなものだ）。

まず本文は、たとえば本章の参考文献であげた何人かの論者の学問/大学観も背景にしつつ、直接的には次のような理解を意識したものといっている（むしろ、本文よりこちらのほうが正確で分かりやすいと思う。もっとも、ニュアンスに微妙なズレもあるかもしれない）。「筆者の理解では『学問の自由』は大学を典型とする高等研究機関のメンバーに認められる憲法上の特権であり、人が生まれながらにして享有する人権ではない。他者から与えられた地位で、他者の財政的支援を受けつつ、なお自らの言いたいことを言う自由は、個人が生まれながらにして平等に享有する表現の自由には含まれないはずである。[...] こうした特権を認めることは、それと裏腹に真理の探究という職業倫理とそれに伴う責任とを個々の研究者に課すことを意味し、研究者には、通常の社会生活においてはしばしば人が陥りがちなconformismに立ち向かい、自律的個人のモデルを示すことが期待されている」（長谷部恭男「憲法学から見た生命倫理」（『法律時報』72巻4号(2000年)66頁以下所収)68頁。この点同じ論者は、「たとえば大学の自治なんてのも、『私たち、お勉強大好き』っていうちょっと変わった人たちをひと所に集めて社会から隔離すると、飛驒の山奥に穴掘って水ためたりとか、いろいろおかしいことを始めるけど、それが少なくとも長期的にみると社会全体の利益になる」とも言っている。だから、「大学の教師に経営感覚だとか効率化だとかいっても、それこそ犬に無理やり芸を仕込むような話」なのだ（「Interactive憲法 B助教授の生活と意見 第1回 陪審制の合憲性」『法学教室』2004年4月号27-28頁）。誤解を招きやすいが、ひとまずこれを特権説と呼ぶことにしよう（なお、説明の仕方はだいぶちがうと思うけど、結論的には23条の「学問の自由」を大学教員＝研究者の特

権ととらえる考えかたが、これまで支配的だったといわれている)。

こんな理解に対しては、"なんで大学教員=研究者だけに特権が認められるんだ?"という、ある意味もっともな疑問がわくだろう。たしかに、本文で述べたような"社会の言説のあり方を多元化"しうるのは、なにも大学教員=研究者だけじゃない。考えてみれば、有名な立花隆さんなんか、本職は大学教員じゃないけど、ヘタな大学教員よりはるかに"社会の言説のあり方を多元化"してくれている(その主張内容の是非は別として)。ただこの考えかた、つきつめると、"社会の言説のあり方を多元化"するためにとりたてて(つまり「特権」的に)「学問の自由」や「大学の自治」を保障する必要はない(つまり23条はいらない)、「表現の自由」(つまり21条)だけで十分だ、となりそう(私には、9-3学5で紹介した考えかたも、結局こんな結論にたどり着くように見える)。けれど、今日のますます高校化・予備校化しつつある"大学"ならともかく、「昔ながらの大学」が残してきた小さくない成果を考えると、そこまで割り切っているものか躊躇する。それに、21条だけだと、"社会の言説のあり方を多元化"するために、一定の言説を"市場"から なかば強制的に 遮断する効果は期待できなさそうだ。

また、「特権」というとなんだか権威的な感じがして、憲法14条(平等原則)を置く民主的な憲法の趣旨にも合わないと考えがちな人たちは、とにかくなんでもいいからたくさんの人にたくさんの人権を保障するのが望ましいということで、23条の「学問の自由」も、いわば「人一般」に保障される"人権"と考えるかもしれない。そりゃそうだ、「学問」しようとしまいと各人の勝手だ。けれど、何度もいうように、そんなことはいちいち23条で断るまでもなく、21条や19条で一般的に保障されているはずだ。とすれば、23条は、"瀧川事件や天皇機関説事件のように、戦前戦中はとりわけ「学問」がねらい撃ちにされたから、これからも気をつけましょう"という程度の意味しかなさそうな気がする(まさか23条から、すべての国民に、"大学教員=研究者と同等な研究環境を保障するよう国に請求する権利"を認めるわけじゃあるまい)。もっとも、この考えかたによれば、学問の自由から導き出される教授の自由(本文の記述に例えば、"学術研究者が後継者を育成する自由")は、大学教員=研究者だけの「特権」じゃなく、広く小・中・高校の教師にも保障されることになるのだろう。しかし、"国家権力の干渉を受けないで生徒を教育する権利"まで(26条だけじゃなく)23条の「教授の自由」を持ち出して説明することには、感心しない。私にいわせれば、この"権利"も、大学教員=研究者とはまた違った職責を担った教師の"権限(ないし特権)"のはずだからだ(この点は9-2学3で敷衍する)。結論に大差ないならどっちでもいいかもしれないけど。

さて、以上に対し、ある意味発想を逆転させた理解がある。本文に述べたような事情で、今

日の研究者は、もっぱら大学教員として、だれかがお膳立てした大学という枠組の中で活動するしかなく、大学の設置者や管理者との関係でむしろ一般市民のように自由に「学問」できないしがらみがあるから、23条でせめて彼らに市民なみの「学問の自由」を取り戻してあげよう、と考えるのだ。9-2文5のポイントでも述べたように、提唱者である高柳信一さんの議論は、ここでかたんに紹介したような浅薄なものじゃ全然なくて、とても傾聴に値すると思う（とりわけ、9-2文5の61頁以下は、彼の立場が特権説にとっても大いに共感しうるものであることを示しているように思う）。ただ、このいわゆる市民的自由説も、もっぱら大学教員＝研究者の特殊な「機能」に着目して23条の解釈論を展開する点では、（先述の意味での）特権説と同様「特権」的かもしれない。第一、例えば国公立大の大学教員＝研究者が、税金から自分の研究費を出してもらっても"市民的自由の回復だ"なんて主張したら、事情を知らない一般市民は怒り出すんじゃないだろうか（だから、結局、大学教員＝研究者のという職種の特殊性に言及せざるをえないと思うのだけど、まだ私の理解が足りないだろうか...）。だからといって、国が彼らの研究費を一切支給しなくなったら、23条によって彼らに保障された「学問の自由」をまちがいなく侵害するはずだし...

というわけで、ここでも一概に優劣はきめられないので、あとは読者各自で、参考文献などをよく勉強ながら、考えを深めていってほしい。 [執筆：渡辺 洋]

---

### 9-3 大学の自治を脅かすもの

#### 資 7 権力にすり寄る大学

見出し「ポイント」の文章の最後に、以下の文章（赤字で表記）を追加する

---

#### ポイント

こんなの、あくまで一例にすぎない。有名私大だからマスコミも注目し、表ざたになっただけだろう。その意味で貴重なので、記事の全文を紹介した。奇しくもポポロ事件が引き合いに出されているが、どうだろう、「消費者」や「世論」はむしろこんな大学を歓迎するんじゃないだろうか？ なんだったら、記事中の「過激派」の部分を"オウム信徒"や"ピンラディン一味"に置き換えてみたらいい。実際、この国では"かねてから'オウム'に好意的なスタンスだった"とされた研究者が、また、"自由の国"アメリカでは "対テロ戦争"（を無邪気に唱導するブッシュ大

統領)に批判的な研究者が、大学から追われている。 **なお、この早大の件に関する最二小判2003.9.は、参加者名簿を本人に無断で警察当局に提出されてプライバシーを侵害されたとする学生側の主張を、下級審の判断を覆して認めた。** [執筆：渡辺 洋]

---

### 9-3 大学の自治を脅かすもの

**文** 6 世界思想社編集部編『瀧川事件』(世界思想社、2001年)  
を

**文** 6 伊藤孝夫『瀧川幸辰 汝の道を歩め』(ミネルヴァ書房、2003年)

に差し替える

---

### 9-3 大学の自治を脅かすもの

**U** 7 警視庁「公安警察」

以下の文章(赤字で表記)を追加する。

---

「今、公安警察は～自由で平穏な民主主義社会を守るために～」

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/sikumi/gaiyo/kouan.htm>

学園祭に公安警察が張りに来る(といわれる)ような大学は最近ますます少なくなってきているだろうから、読者にも「公安警察」といわれてなんだかピンとこない人が多いんじゃないかと思い、ひとまず警視庁に上記のタイトルのホームページで"自己紹介"してもらおうと思っていたら、本書の作成中にそのホームページが「テロ、ゲリラから社会を守る」といったものに模様替えしていた。これもご時世だろうか。でも、いかめしい用語から読者のみなさんがよく耳にするカタカナに変わったからといって、この種の警察活動の本質まで根っこから様変わ

りしたわけではないだろう。なにしろ警視庁の人たちにかかったら、アメリカの同時多発テロもいわゆるオウム真理教の活動も（今となってはマイナーな）左右の過激派の活動も、みんな同じテロとして取締りの対象とされるのだ。だれだって、とっても怖いテロの予防のためだといわれたら、ついこの種の活動の拡大強化に賛成してしまうだろう。なお、参考文献として、青木 理『日本の公安警察』（講談社現代新書、2000年）、鈴木邦男『公安警察の手口』（ちくま新書、2000年）なども挙げておく。 [執筆：渡辺 洋]

---

## 第20章 裁判を受ける権利と裁判所—公正な裁判とその周辺

### 20-3 裁判を受ける権利

#### 解 6 陪審制と参審制

文章の最後に、以下の文章（赤字で表記）を追加する。

---

本文では、裁判（所）と裁判官が、その時々国民の思惑や市場のニーズに引きずられることなく（つまり独立して）、あくまで公正な司法を目指すべきことを、とくに強調しておいた。とかく「集团的凡庸」（奥平康弘さんの表現）が根強い（ようにみえる）日本社会では、そうでもしないと、結局、この社会の周縁に追いやられている弱い立場の人たち（少数派（マイノリティ））が、多数派（マジョリティ）がもち出す“民意”だの“社会通念”だのの前に泣寝入りする羽目になることを、なにより警戒するからだ。けれど、だからといって、裁判が私たちとはかけ離れたところで、裁判官の自己満足のために行なわれていればいい、ということじゃない。一人一人の裁判官がそれぞれ独立して公正な裁判を追求するのを、まわりの様々な妨害から守らなきゃいけないはずの裁判所（制度）が、本文でみたように、逆に彼らの仕事の脅威と化しているというどうしようもない現状（なんだか、この点でも、学術研究者と大学の関係に似てる...）に少しでも風穴を開けるためにも、閉塞した日本の司法になんらかのかたちで市民が参加することは、なかなか有効な手立てかもしれない（ついでにいえば、こんな説明のしかたは、市民

の司法参加を、「『国民主権』だけをもっぱら説明根拠として正統化することは、困難というべきである」という立場（文1500頁）を背景にしている。

陪審制も参審制も、職業裁判官が牛耳ってきた司法に、一般の市民をある程度参加させる制度である点では同じ。ただ、大ざっぱに言って、市民から選ばれた陪審員が裁判でもっぱら事実認定を担当するのが陪審制で、英米を中心に普及したのに対し、市民(といっても、ときに、職業裁判官じゃないが専門家だったりする)が裁判官と協力しあって裁判を行ない、話し合いのうえ結論まで出すのが参審制で、ドイツでよく行なわれている。

くわしくは、例のごとく、文4の183頁以下をぜひ参照してほしい。また、「陪審制の合憲性」を考察する長谷部恭男「Interactive 憲法 B助教授の生活と意見 第1回」(『法学教室』2004年4月号24頁以下)は、その理論水準はもちろん、“抱腹絶倒”ものの表現スタイルという点でも必読だ。 [執筆：渡辺 洋]